

2011年11月11日
(社)産業安全技術協会 松村芳美

除染作業者の衣類管理について試案－松村

基本の方針

- 1) 作業中は可能な限り体表面を露出するこがないようにマスク、衣服、手袋、靴下、安全帽、ゴーグル等を着用する。
- 2) 除染作業者が作業中に着用した衣類に付着した放射性物質を、家庭に持ち帰らないような方式とする。
- 3) 衣類の除染のための洗濯を、作業場所で行うことは不可能に近いため、事業主がまとめて処理する。
- 4) 作業中に着用した衣類のうち、上着のみに放射性物質が付着するとは限らない。

想定される衣類の種類（全ての衣類の着用を義務とする意味ではない。）

- 1) 作業着（上下又はカバーオール）又は防護衣
- 2) 中間着（保温用など）
- 3) アンダーウェア（上下）
- 4) 手袋
- 5) 靴下、脚絆及び靴
- 6) 安全帽又はフード（埃よけ及び頭部保護帽）
- 7) 目の保護具（ゴーグル）
- 8) マスク（使い捨て式又は取換え式）

管理方法

- 1) 衣類の内、使い捨て式衣類が入手できるものは、できるだけ使い捨て式を採用する。
使い捨て式の使用限度は1日以内とする。汚れが激しい場合は、1日以内でも交換する。
- 2) 使い捨て式ではない衣類の内、最も外側に着用する衣類は、1日毎に除染のための洗浄をし、除染されたことを確認して次回に使用する。作業衣類の調達及びこれらの衣類の除染は事業主の責務とする。
対象となる衣類は作業衣又は防護衣、手袋、靴下及び脚絆、靴、安全帽又はフード、目の保護具、マスクとする。
- 4) 3) アンダーウェア及び中間着（保温用など）は、作業者が各自で除染を目的とした洗濯をすることとし、洗濯の方法又は注意事項を規則で示す。家族の衣類に放射性物質の汚染が移動しないことに注意する。

- 5) マスクのうち、取り換え式防じんマスクのフィルタ及び使い捨て式防じんマスクは連続する労働時間の後に必ず交換することとし、取り換え式防じんマスクの面体は連続する労働時間の後に必ず除染を行うこと。除染は洗浄作用のある布又は綿などによる清拭か、中性洗剤を溶かした水による洗浄とする。
- 6) 安全帽、靴の除染は、事業主の責任で、十分な除染の目的を達するために適した方法で行う。